

広島県告示第百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県広島市安佐南区山本八丁目及び同市安佐南区山本町地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
	土石流	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
	次を図のとおり	次を図のとおり	区域の名称
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
	次を図のとおり	次を図のとおり	区域の名称

各区域について、「次を図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

区域の表示及び法  
 第九条第二項  
 規定の土砂災害  
 警戒区域等にお  
 ける土砂災害防  
 止対策の推進に  
 関する法律（平  
 成十二年法律第  
 五十七号）第三  
 号（第三十八項）